



豆子市  
生涯学習・  
社会教育推進プラン

～共育のまちをめざして～

令和6年3月  
豆子市



# 目次

## 第1章 プラン策定の趣旨

1 生涯学習・社会教育推進プランの策定にあたって	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの計画期間	3
4 プランの策定体制・進行管理	3
5 総合計画との関係	4
6 関連施策の体系図（参考）	5

## 第2章 プラン策定の背景

1 逗子市の位置と概要	6
2 逗子市の人口	7
3 生涯学習・社会教育の考え方	8
4 プランとSDGs（持続可能な開発目標）の関係	9
5 本市における「共育（きょういく）」という理念	10
6 プランを取り巻く事項の社会的変化	11
7 主な生涯学習・社会教育に関する施設	13

## 第3章 プランの考え方

1 基本理念（生涯学習・社会教育が目指す姿）	16
2 基本方針（目指す姿を実現するために）	17
3 施策の体系	18
4 施策の展開（基本施策）	19

## 第4章 プランの推進体制

1 推進体制	22
2 進捗管理	22
3 進捗状況を図る指標	22

## 資料編

1 関係会議等の名簿	25
2 生涯学習・社会教育推進プランの策定経過	28
3 市民説明会の実施概要	29
4 パブリックコメントの実施概要と結果	29
5 関係条例等	31
6 生涯学習・社会教育に関する施設等の位置図	32

# 第1章 プラン策定の趣旨

## 1 生涯学習・社会教育推進プランの策定にあたって

本市では、「生涯学習」を学校教育以外の様々な教育活動と自発的な個人の学習を含むものとしてとらえ、1997年（平成9年）に「ずし生涯学習推進プラン」を策定した後、市民の参加を経て2002年（平成14年）3月、2007年（平成19年）3月、2011年（平成23年）3月と改定を重ね、2014年度に既存の計画を引き継ぐ形で「生涯学習活動推進プラン 2015～2022」を策定し、これらの計画に基づいて、総合的に生涯学習を推進してきました。

その間、逗子市教育委員会教育部生涯学習課で行っていた各種事業の一部を、2009年（平成21年）の機構改革により市長部局へ移管し、生涯学習に関する事業は市民団体の活動支援と一体的に実施するため、市民協働部において行うことになりました。これにより、それまでの生涯学習課は社会教育課と名称を変更し、市長部局と連携しながら社会教育に特化した事業を行うこととなりました。

これらを背景にした本市の生涯学習活動を取り巻く環境の特徴として、3つの教育領域（社会教育・学校教育・家庭教育）で育てられた人材を生涯学習団体及び市民団体の活動や学習を通して、地域社会に活かす努力を重ねている点が挙げられます。

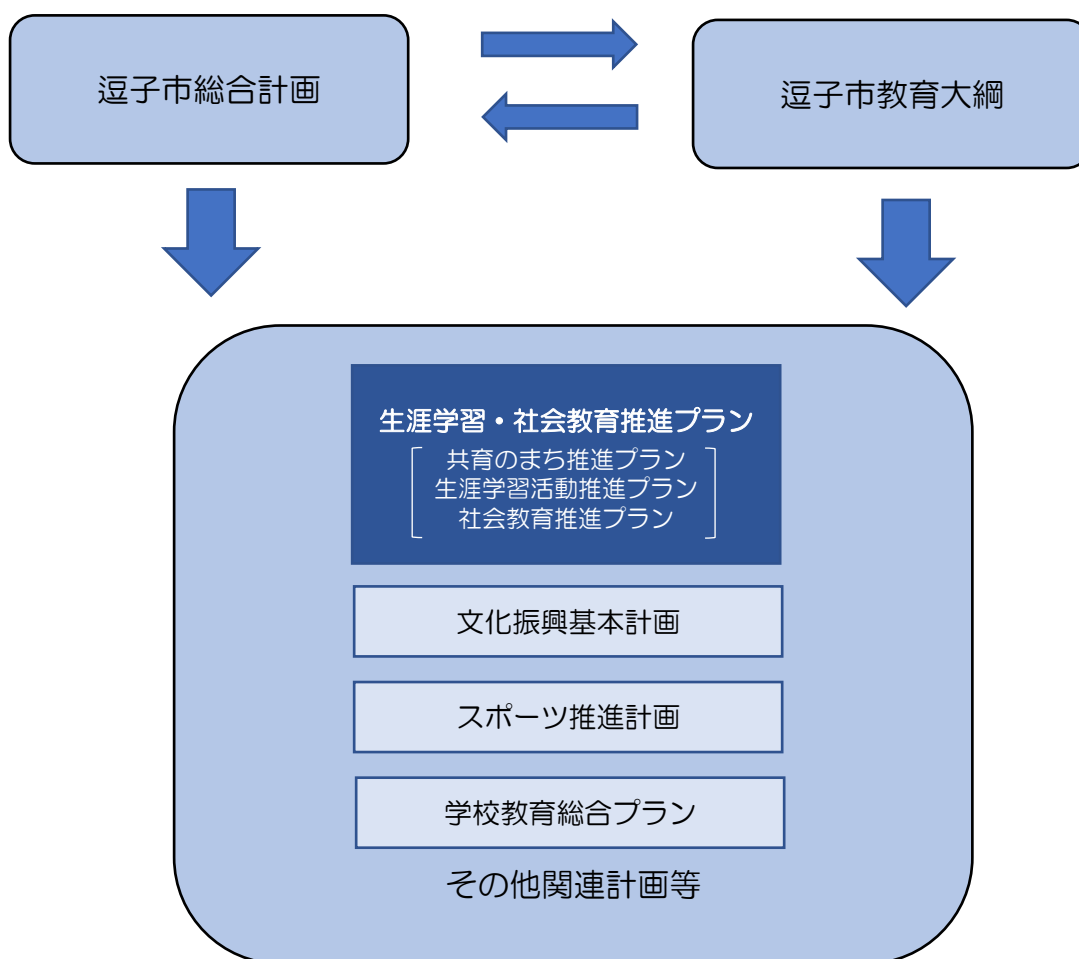
「生涯学習活動推進プラン 2015～2022」は、2015年度を起点とした総合計画及び基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」の個別計画として策定されました。プラン策定にあたっては、「楽習（がくしゅう）のまちずし」を掲げた「ずし生涯学習推進プラン」の考え方を可能な限り継承しながら、本市の特徴である市民活動と融合した生涯学習の推進をめざし、名称を「生涯学習活動推進プラン」としました。また、同時に、「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」の個別計画として「社会教育推進プラン」も策定しました。その中では、広く市民に現代的課題や地域で取り組む課題等について学び合う機会を提供するとともに、学ぶことで人が育ち、人と人がつながり、地域がつながり、さらには世界へとつながることを念頭に、まちづくりに積極的にかわる「ひとづくり」と本市の社会教育の理念として掲げ、計画の推進を図ってきました。

2022年（令和4年）の総合計画の改定にあたり、各計画の運用の柔軟性の低下、計画策定や運用に係る事務作業の増加等の課題が生じていたことから、計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断することとする方針が示されました。そこで、基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」、個別計画「生涯学習活動推進プラン」及び「社会教育推進プラン」の記載内容重複による事務作業の増加等の課題を解決するため、計画期間を2023年（令和5年）まで延長し、計画統合に向け

て検討を重ねてきました。この結果、学習機会の提供を主な役割とする社会教育と自主的な学習活動への支援である生涯学習の推進、学びあいの場で学習成果を生かす共育の推進までの一連の流れを一つの計画としてまとめ、一体的に推進することとしたものです。本プランは、逗子市総合計画中期実施計画の計画期間等を考慮し、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間を計画期間として策定しました。

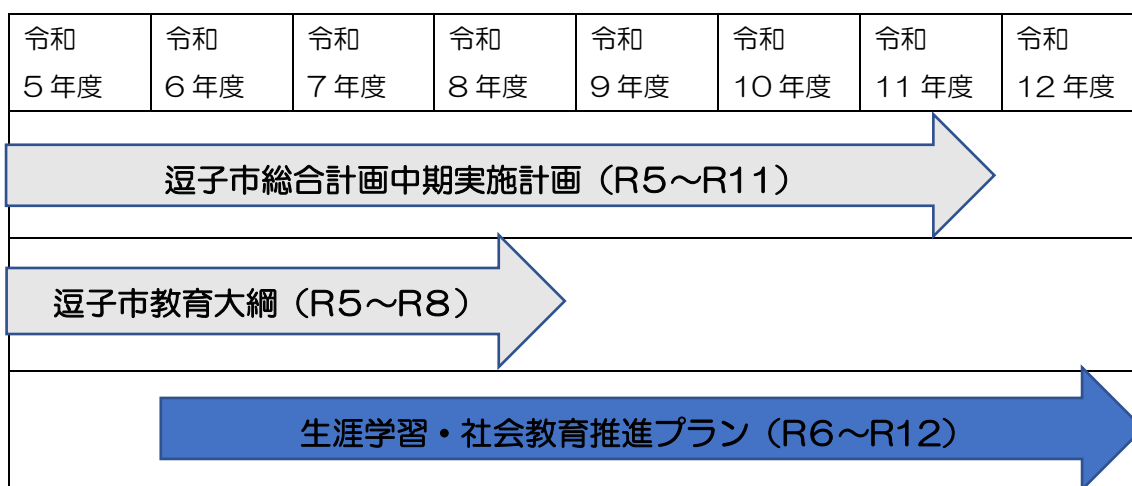
## 2 プランの位置づけ

本プランは、「逗子市総合計画」、「逗子市教育大綱」、関連する計画等との連携、整合性を図りながら、各施策等を通じて、本市における生涯学習・社会教育施策の推進に取り組むものとなります。



### 3 プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします。なお、この間大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



### 4 プラン策定にあたっての市民参加手続き及び意見聴取

プランの策定に当たっては、適正な市民参加手続きに基づいたうえで幅広く市民の意見を反映させるため、その手法について逗子市市民参加制度審査会へ事前に諮問しました。

また、市民との協働により検討するため、生涯学習、社会教育に関わる団体、学識経験者及び公募市民等から構成される審議会・懇話会から意見聴取を行いました（詳細な策定経過は後述のP28資料編に掲載）。

(1) 市民参加手続き（市民説明会・パブリックコメント）

懇話会等の意見を踏まえ作成したプラン案に対して、市役所での市民説明会、パブリックコメントにより、幅広く意見を募集しました。

(2) 意見聴取

審議会・懇話会（社会教育委員会議、生涯学習推進懇話会、共育のまち推進懇話会）において、生涯学習、社会教育等に関わる団体、学識経験者及び公募市民等、様々な立場の方の意見を集約しました。また、市内の障がい者団体等からも、生涯学習に関する意見聴取を行いました。

## 5 総合計画との関係

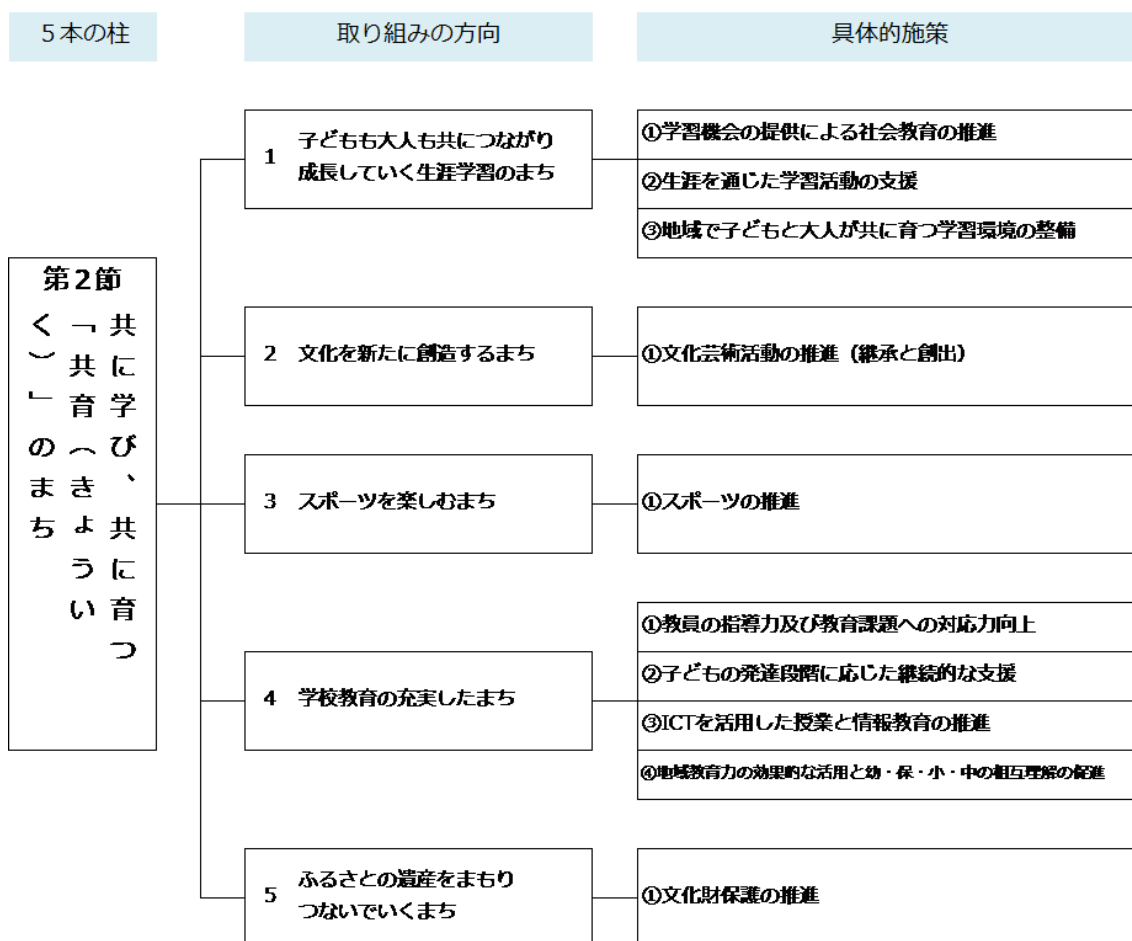
本プランは、総合計画の基本構想の施策の方向付けを示す5本の柱のうち、「第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」を基本理念としています（詳細はP16参照）。その取り組みの方向性の1つである「1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち」を目標に掲げ、生涯学習・社会教育の推進に向け各事業を実施していきます。



## 6 関連施策の体系図（参考）

総合計画の基本構想の施策の方向付けを示す5本の柱のうち、「第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」について、それぞれの取り組みの方向に位置付ける具体的施策を通じて、基本理念の実現をめざします。

### 第2節 共に学び、共に育つ 「共育（きょういく）」のまち



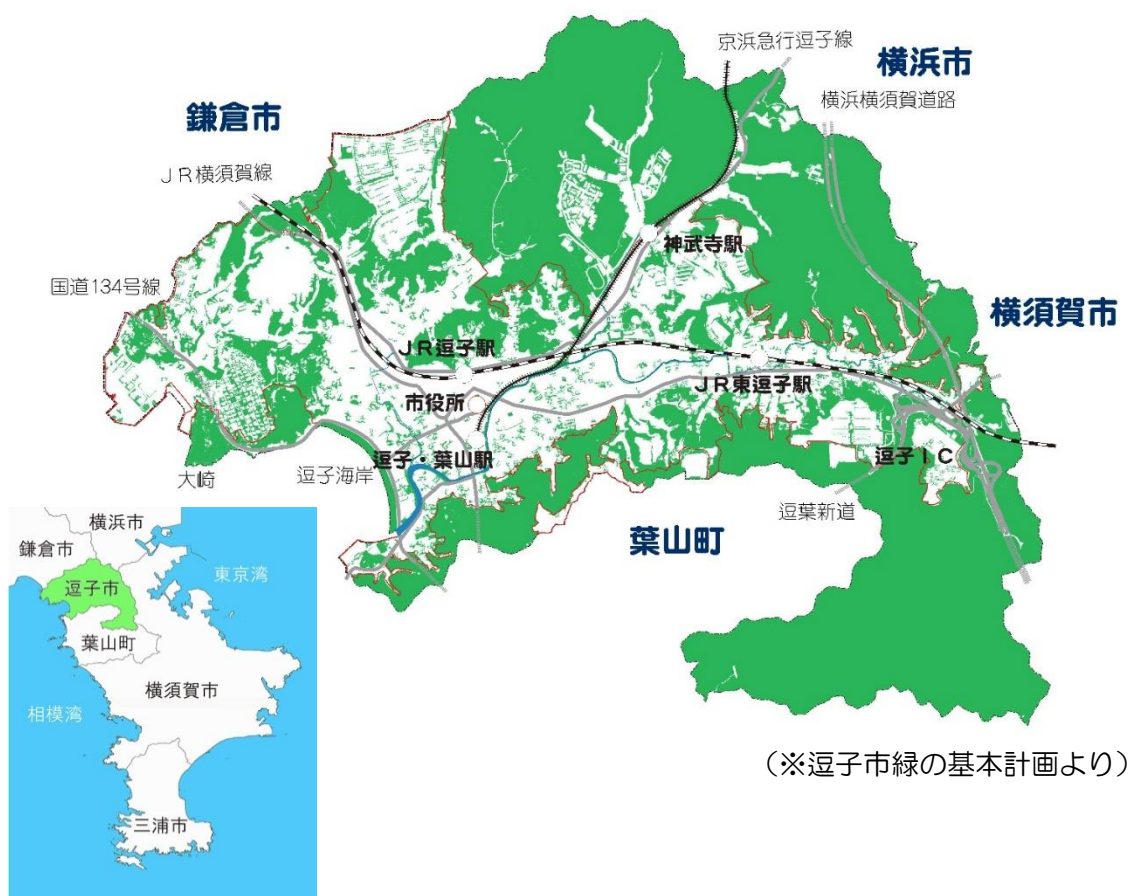


## 第2章 プラン策定の背景

### 1 逗子市の位置と概要

本市は、神奈川県の一部、三浦半島の付け根に位置し、鎌倉市、横浜市、横須賀市、葉山町と境を接し、北、東、南の三方をみどり豊かな丘陵に囲まれ、西は青い海に向かって開けた形をしています。東西 6.96km、南北 4.46km、周囲 21.20km で面積が 17.28km<sup>2</sup> と、県内の市で最もコンパクトな市域に、JR 横須賀線の駅が 2 つ、京浜急行線の駅が 2 つ、横浜横須賀道路逗子インターチェンジがあります。東京まで 1 時間と利便性が高いにもかかわらず、海と山が身近に、豊かな自然環境が暮らしの一部として感じられるまちです。温暖な気候に加え、風光明媚な土地であることから、明治期から別荘地として栄え、現在も豊かな自然に囲まれた静かな住宅都市として歩んでいます。

逗子市の位置と概要



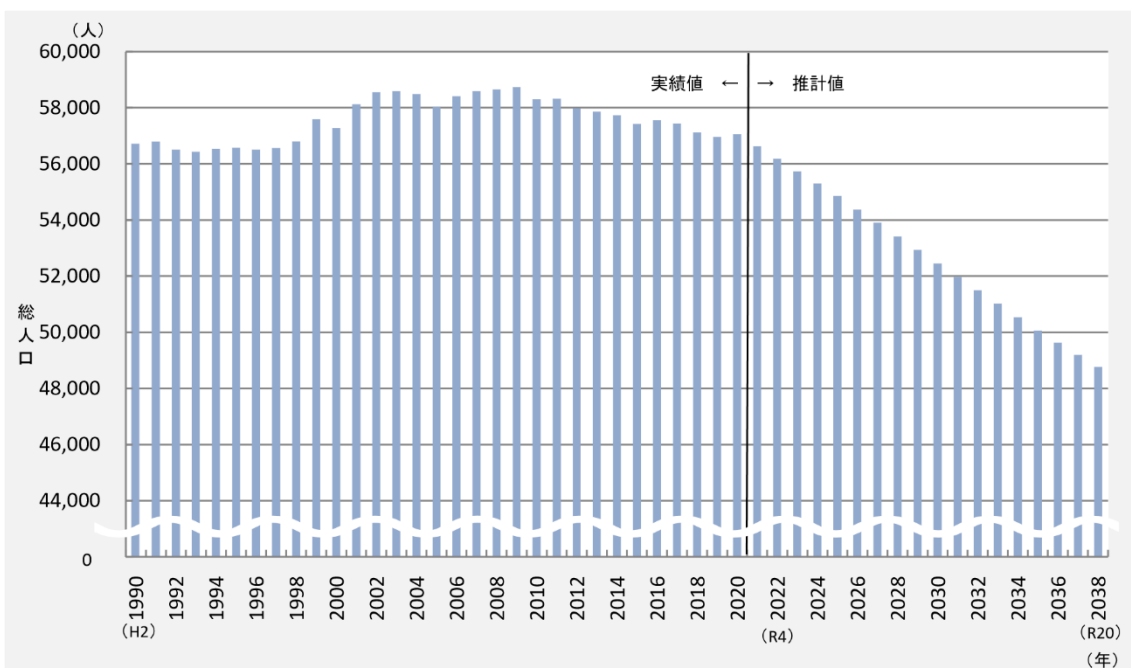
## 2 逗子市の人口

昭和 40 年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和 50 年代以降開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001 年（平成 13 年）以降は、58,000 人から 57,000 人程度の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008 年（平成 20 年）から人口減少に転じ少子高齢化が進んでいる中で、今後は、本市においても減少傾向が顕著になっていくものと予想されます。

これからの本市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け 2038 年度（令和 20 年度）には、総人口は 49,000 人を下回ることが予想されます。

また、高齢化率については、老年人口の増加に伴い、2038 年度（令和 20 年度）には 40%程度となることが推計されています。

### ◆逗子市の将来人口（推計）



実績値は統計ずし（各年 10 月 1 日現在）、推計値は 2021 年度（令和 3 年度）逗子市推計（※逗子市総合計画より）

### 3 生涯学習・社会教育の考え方（目的）

「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中において、生涯学習の重要性は一層高まっています。100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要です。「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

2006 年（平成 18 年）の教育基本法改定により、「生涯学習の理念」について、第 3 条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と示されました。

一方、社会教育とは、社会教育法第 2 条で「学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）をいう。」と定義されています。そして同法第 3 条第 1 項及び第 2 項では、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成」し、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与する」こととしています。

また、同法第 3 条第 1 項では、国及び地方公共団体は、「必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により」社会教育を奨励しなければならないとしています。必要な施設の設置とは、図書館、博物館、公民館、青年の家、学校施設の利用等々であり、学習形態も講座、講演会、講習会、展示会、通信教育、イベント、学習グループ、ワークショップなど、年齢、対象、スタイルを選ばない多様な形態によるのが、社会教育の特色です。

人が一生の間において、家庭教育<sup>\*</sup>、学校教育、社会教育というさまざまな教育の場面で、繰り返し学び続けることで成長する様子を「生涯学習」と呼びます。生涯学習という理念は、教育という具体的な実態を伴うことで、学びを通じた成果が生まれ、確認できると言えます。

社会教育は、すべての教育を包含する幅広いもので、自分を大切にし、自己肯定感の醸成を図ることができるよう情報と学習機会を提供し、そして、さまざまな手法を通じ、誰もが互いを尊重し、孤立せず、自信を持ってこの時代を生き抜くための力を手にいれることをめざすものです。

<sup>\*</sup>家庭教育…本プランでは、家庭教育とは、未就学児童を対象とした教育活動に限定されない概念と捉えています。

## 4 プランとSDGs（持続可能な開発目標）の関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市においても総合計画の各施策分野に17のゴールを位置付けたうえで、一体的な推進を図っています。本プランでは、17のゴールのうち、目標4【質の高い教育をみんなに】、目標10【人や国の不平等をなくそう】の2つを目標に位置付けていることから、子ども、高齢者、子育て世代、障がい者等、多様な世代、立場の方々が共に学び合うことのできる環境の整備、機会の提供等の取組みを通じて、「誰一人として取り残さない」生涯学習・社会教育の推進に努めます。



目標4【質の高い教育をみんなに】



目標10【人や国の不平等をなくそう】



## 5 本市における「共育（きょういく）」という理念

「共育（きょういく）」とは、世代間交流を通じて、すべての人がお互いを理解し、認め合い、そして共に生活していくという理念のもと、学校・家庭・地域が連携して、共に学び、共に育っていくことを表しています。本市においては、従来からこの「共育」という言葉を、逗子ならではの、かつ、逗子らしい考え方であると捉え、総合計画へ文言として位置づける、世代間交流のイベント名とする（「トモイクフェスティバル」）等、重要なものとしてきました。こうした背景を踏まえ、今後も引き続きこの「共育」を念頭に置いたうえで、生涯学習、社会教育の推進に取り組むという思いのもと、今回のプラン統合にあたっては、プラン名称の副題に「共育」という言葉を取り入れました。（「生涯学習・社会教育推進プラン ～共育のまちをめざして～」）



トモイクフェスティバル（中庭カフェ）

### ●共育の背景（参考）

価値観の多様化、核家族家庭や共働き家庭の増加などで、居住地の地域コミュニティが希薄化する傾向が見られます。さらに、外国籍の人々の増加により、多言語・多文化に対応しなければならないなどの課題もあります。加えて、本市への転入によって地域社会を構成する人が日々変化すること等に伴って、地域での結びつきや地域の教育力の低下が1つの傾向として顕在化し、問題視されるようになりました。

また、学校教育の現場では基礎学力の重視という方針にもかかわらず、学力低下対策が課題となっています。さらに、児童・生徒一人ひとりの個性尊重が提起され、多様化し高度化する児童・生徒の学習ニーズに対応することが困難となる傾向があります。

このような急激な社会変化の中で、家庭や地域社会の在り方も変容し、それに伴って、子どもたちがおかれる教育環境も変化してきました。地域で子どもの教育を支える必要性が求められるとともに、学校教育の現場でも地域の支えを必要としています。「共育」という言葉が登場する背景には、学校・家庭・地域社会が、それぞれ連携せずに個別の教育機能を果たしていくのではなく、三者が連携しながら、教育力の向上に努め、子どもたちの成長を育む「ともにそだてる」という視点があります。

さらに、「共育」には「ともにそだてる」という視点ばかりでなく、「ともにそだつ」社会の実現という視点があります。市では、子どもばかりでなく、地域に住むすべての人が、地域社会で、共に学び、共に育つことを理念とし、学校と地域を結びつけながら、生涯を通じた持続的・自発的な学びをとおして人々がつながっていくことができる仕組みとして、「共育のまち」の実現を推進していきます。

(参考：旧基幹計画「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン」)

## 6 プランを取り巻く事項の社会的変化

本プランと関連する様々な事項は、社会情勢の流れの中で、時代と共に日々急速に変化しています。生涯学習、社会教育等を取り巻く、社会環境、自然環境も劇的に多様化・複雑化しており、その変化のスピードと変わりゆく状況を的確に捉えていく必要があります。

### (1) 生涯学習と社会教育の関係性

これまで生涯学習と社会教育は、要求課題\*、必要課題\*という視点から、それぞれの領域を定め、差別化を図ってきましたが、時代とともにその境界は曖昧なものとなり、両者のめざすゴールは広義の意味で一致し、密接に結びつき融合しつつあるものとなりました。これらの「学びと教育」を通じて行われる人格形成、人間育成が、地域貢献のできる人材の輩出の源となることで、「誰一人として取り残さない」地域社会の構築、「損得ではない価値観」を共有できる地域コミュニティの創出につながっていくと考えています。

また、本市では、生涯学習、社会教育を通じて、人として生きる基礎と基本を身に付けられるよう、全ての学習、教育の段階において、家庭、地域、学校がともに連携し、子ども

※要求課題…学習者が自ら学ぶことを欲し、積極的に学びたいと思っているもの。(学習者のニーズ)

※必要課題…自発的に学びたいとは思っていないが、避けて通ることができない社会的問題、地域課題のこと。学習者が住む地域や年代・職業などを考慮した「学習する必要がある課題。」

の成長過程を支え、子育て家庭や周囲の地域社会が一体となり、全ての人々が自己肯定感を持ったうえで、生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。

このように、全ての子どもが健やかに育つ地域づくりは、本市の子どもたちの一人ひとりが、自信を持って前向きに進むことができる環境づくりにつながり、「不安や困難に直面しても、未来に向け前向きに生きる力」を育みます。

こうした環境づくりは、単に子どもの成長に限ったことでなく、地域社会全体で「レジリエンス※」（復元力）をもつことで、人としての基本的な人格形成がされた大人と、子どもたちが、一人ひとりを大切に尊重し、自分と自分以外の他者の良さについて理解しながら、保護者、地域全体で協力しながら課題解決できる社会をめざします。

## （２）家庭教育

家庭教育においては、その教育の対象が未就学児童であるという従前の考え方は変化しており、子育て中の保護者（親）、子育てに協力するサポーター、地域社会等、様々な範囲にまで広がっています。その背景には、次世代社会の担い手となる子どもを、家庭や学校だけで育てることが限界を迎えている現状があり、特に保護者の孤独・孤立化が深刻な課題となっているため、保護者の支援が急務とされています。そうした中で家庭教育は、それぞれの家庭の実情に応じて、健全な子ども（親子）の成長のために必要な情報等を、様々な手法で提供する役割を担っており、具体的には子育てへの不安、孤立から保護者を救うための手法や知識について講座等を通じて示す、当事者ネットワーク、行政のサポート、地域社会の理解と協力を得るための手助けを行うこと等が挙げられます。

## （３）学校教育

学校教育においては、年齢、学年という枠で区切った教育が行われていますが、昨今、学習指導要領に基づく学校教育では得ることのできない教育の提供も必要とされてきています。具体的には、学校教育での枠組み（学校教育課程上の年齢、世代、性別、ルーツ等）を超えた環境で、児童（生徒）が受ける教育について、例えば識字教育、語学、数学（学校教育の課程）等を、国籍、言語が異なる人や、学習要求のある成人（異年齢）と一緒に学べる機会の提供を想定します。このような社会教育的な側面からの取り組みを通じて、学校教育では完全にカバーしきれない異年齢と共に学ぶ経験を得るとともに、子どもが自分自身で「将来こうなりたい自分の未来像」を描くきっかけを作ることでもあります。

学校教育と社会教育は不可分の関係であり、単なる「学社連携」を超えて「学社融合」の時代へと変化しています。親や子ども、そして社会が求める学びのニーズが多様化する中で、その受け皿としての役割を社会教育が求められています。

---

※レジリエンス…困難な状況に直面しても、うまく適応する能力。ストレスやトラウマなどの困難をはね返し、未来に向かって前向きになれる力または過程のこと。

## 7 主な生涯学習・社会教育に関する施設

本市の生涯学習活動等の拠点である市民交流センターは、市の中心部に位置しており、生涯学習及び社会教育、市民活動を行う幅広い世代の方の交流の場となっています。その他の主な施設として、芸術文化活動の場である文化プラザホール、スポーツを通じた交流を行う逗子アリーナ、児童館的機能をもつ体験学習施設（スマイル）等が挙げられます。

地域の方の身近な施設である、沼間・小坪小学校区コミュニティセンター（旧公民館）、地域活動センターでは、サロン活動、音楽活動、講演等、様々な用途で利用することができます（P32 に施設位置図を掲載）。

また、各施設に加え、市全体を学びの場（フィールド）と捉えると、逗子海岸や緑豊かな山々のほか、長柄桜山古墳群、名越切通（まんだら堂やぐら群）、神武寺等、逗子の自然や歴史を学べる様々なスポットが数多くあり、それらは散策・ハイキングコース「自然の回廊」として市民に親しまれています。

### ① 生涯学習・社会教育施設等

施設名	利用目的・設備等
市民交流センター	市民活動から自治会活動まで、様々な目的で利用できる生涯学習活動の拠点であり、子どもから高齢者まで幅広い世代の方の交流の場となっている。 ◆会議室、市民活動スペース、展示コーナー、和室、フェスティバルパーク、温水プール等
沼間小学校区 コミュニティセンター （旧沼間公民館）	沼間小学校区のコミュニティセンターとしての機能を果たし、地域の方のふれあい、学習活動等が行われている。 ◆講堂、会議室、学習室、調理室、工作室、和室、図書館分室等
小坪小学校区 コミュニティセンター （旧小坪公民館）	小坪小学校区のコミュニティセンターとしての機能を果たし、地域の方のふれあい、学習活動等が行われている。 ◆講堂、会議室、学習室、調理室、工作室、和室、図書館分室等
逗子文化プラザホール	コンサート、演劇、落語等の催しが行われ、芸術文化の鑑賞、文化活動を通じた相互交流の場となっている。 ◆なぎさホール、さざなみホール、練習室、ギャラリー等
逗子アリーナ （市立体育館）	球技、武道、各種トレーニングが実施できる環境が整備された屋内施設であり、スポーツ教室等が開催されている。 ◆メインアリーナ、サブアリーナ、格技室、トレーニングルーム等



<p>図書館 ※図書館分室は沼間コミセン、小坪コミセンへ設置</p>	<p>図書等の収集、保存、提供を行い、図書展示やおはなし会の実施を通じて読書に親しむ機会を設けるとともに、幅広い世代の居場所としての役割を果たしている。 ◆閲覧席、視聴覚・インターネットコーナー等</p>
<p>第一運動公園</p>	<p>野球、テニス、弓道、水泳等を行うための環境が整備され、子どもが遊ぶための広場もあり、親子で気軽に訪れることのできる場所となっている。 ◆野球場、テニスコート、弓道場、屋外プール、自由運動広場、こどもひろば等</p>
<p>池子の森自然公園</p>	<p>園内には、様々な動植物を観察することができる緑地エリア、陸上競技、サッカー、ラグビー、野球、テニス等が実施できるスポーツエリアに区分され、様々な用途で利用されている。また池子遺跡群資料館では多くの歴史的資料の展示公開を実施している。 ◆400mトラック（フィールド内芝生）、野球場、テニスコート等</p>
<p>体験学習施設（スマイル）</p>	<p>児童館的機能を持ち、児童青少年の健全育成を目的とした施設。体験型の講座や、各種イベントを開催。 ◆多目的室（スポーツ、ダンス、演奏、会議等）、乳幼児プレイルーム、ほっとスペース、カフェ等</p>
<p>学校開放（市立小中学校）</p>	<p>市立小中学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で、平日夜間、土日祝日に貸し出しを行い、球技等のレクリエーション活動を実施することができる。 ◆校庭、体育館、教室（小学校のみ）等</p>



逗子アリーナ



市民交流センター



池子の森自然公園（緑地エリア）



沼間小学校区コミュニティセンター



第一運動公園

②地域活動センター

館名	所在地	建設年
桜逗会館	逗子3-4-7	平成9年
逗子桜山コンフォートガーデン自治会館	桜山5-40-1	平成16年
東逗子会館	沼間2-1-1	平成13年
アーデンヒル自治会館	沼間3-21-1	平成5年
グリーンヒル自治会館	沼間5-17-1	昭和54年
興人東逗子自治会館	沼間6-7-1	平成9年
池子会館	池子2-10-10	平成11年
山の根親交会館	山の根3-13-15	平成2年
久木会館	久木2-1-1	平成25年
ハイランド自治会館	久木8-8-90	平成17年
亀が岡自治会館	小坪1-30-1	平成13年
小坪東谷戸会館	小坪6-7-11	平成3年
南ヶ丘自治会館	小坪7-11-15	昭和54年
新宿会館	新宿2-2-24	平成16年
小坪大谷戸会館	新宿4-15-26	平成26年



新宿会館



久木会館



ハイランド自治会館



小坪大谷戸会館

## 第3章 プランの考え方

### 1 基本理念（生涯学習・社会教育がめざす姿）

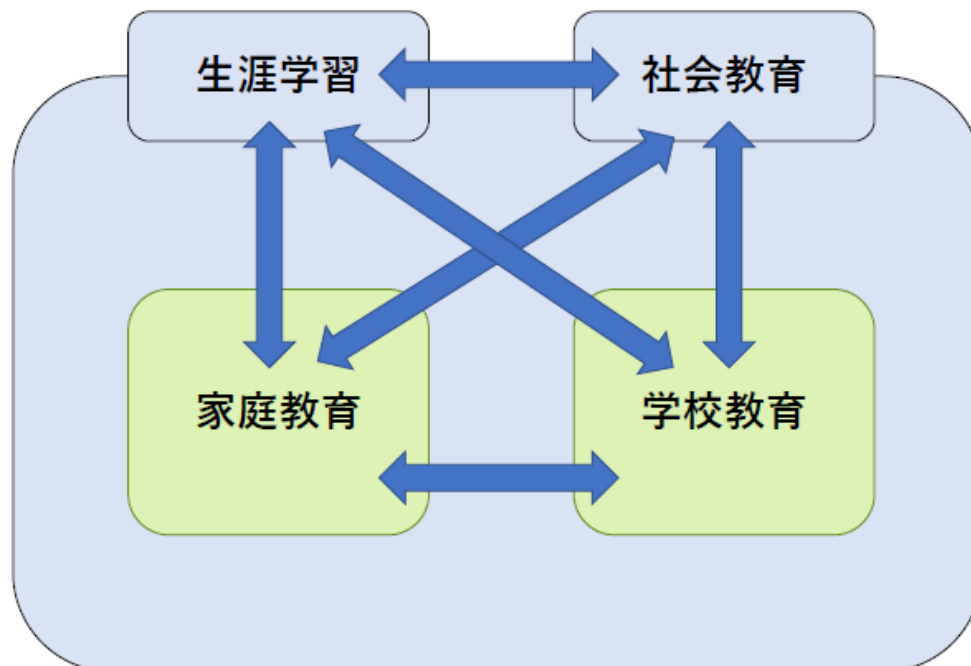
#### ●子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しめるよう、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う社会教育の機会を広く市民に提供するとともに、市民の自主的な学びを支援します。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、学んだ成果を生かすことで元気な地域づくりへとつなげていくまち、生涯学習のまち返子をめざします。

#### ★生涯学習・社会教育の概念図

本市では、生涯学習と社会教育について、それぞれがどちらかに内包されるものではなく、車の両輪のように相互で作用する不可分の関係性にあると捉えています。加えて、家庭教育、学校教育、その他様々な機会で行われるあらゆる活動は、密接な関係の中で融合していくものと考えています。



## 2 基本方針（めざす姿を実現するために）

基本理念を実現するために、3つの基本方針を定め、生涯学習・社会教育の推進を図ります。基本方針は、本プランに位置付ける具体的な施策、事業の基本的な方向性を示すものです

### 基本方針1：学習機会の提供による社会教育の推進

社会環境の変化が激しい現代社会では、市民が常に最新の課題を学習することが求められています。また、多様化し、複雑化する社会にあって、地域ごとの課題を地域住民が解決する必要性も高まっています。こうした要求課題に対応し、学習機会を提供することにより、まちづくりに関わる人材を育成することは重要な課題です。一方で、学習活動に十分に参加できていない市民もいることから、すべての市民が生涯を通じて学習活動ができる環境の整備が求められています。

### 基本方針2：生涯を通じた学習活動の支援

高齢化の進展や社会環境の変化により、生涯学習の必要性が高まっています。また、学習内容も、価値観や生活習慣の多様化により大きな広がりを見せています。このような状況に対処するため、市には市民や情報をつなぐコーディネート能力が今まで以上に求められています。加えて、学習活動の場を公共施設として提供していますが、老朽化している施設もあり、適正な維持管理やニーズに合った改修が求められています。

### 基本方針3：地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備

少子化や子どもの生活体験、自然体験及び世代間交流の減少等、社会環境の変化が生じています。こうしたことから、学校や家庭だけでなく、地域全体で子どもの教育に関わり、協働して取り組むことが求められており、学校・家庭・地域で子どもと大人が共に学び合い、共に育つ「共育」の場づくりを進める必要があります

### 3 施策の体系

基本  
理念

子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち

基本方針  
施策の展開（取組みの方向）

基本方針1  
学習機会の提供による社会教育の推進

- 1 多様なニーズに応えた学びのきっかけづくり
- 2 子どもから大人までが気軽に参加できる学習機会の提供

基本方針2  
生涯を通じた学習活動の支援

- 1 誰もが学びに参加できるための情報発信と環境整備
- 2 関連施設の有効活用と機能の整備充実

基本方針3  
地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備

- 1 成果を通じた学びあいの場の提供
- 2 活動の循環とつながりの創出

## 4 施策の展開（基本施策）

### 基本方針1：学習機会の提供による社会教育の推進

#### 取組みの方向

- 1 多様なニーズに応えた学びのきっかけづくり
- 2 子どもから大人までが気軽に参加できる学習機会の提供

◆身の回りの社会課題等に興味を持った際、各種講座等に参加しやすい環境を整え、様々なニーズに沿った学びの機会を提供し、まちづくりに関わるきっかけを作ります。

◆講座へ気軽に参加できるよう、従来の手法に加え、デジタル技術等を活用することで受講の選択肢を増やし、多忙な子育て世代や外出が難しい方等の幅広いニーズにも対応できるよう努めます。

取組み	No.	事業	担当課
1 多様なニーズに応えた学びのきっかけづくり	1	現代的課題・地域課題に関する講座の実施	社会教育課
	2	家庭教育に関する講座の実施	
	3	人権に関する講座の実施	
	4	社会教育出張講座の実施	
	5	文化財の公開活用の充実	
2 子どもから大人までが気軽に参加できる学習機会の提供	6	スマイル講座の実施	子育て支援課
	7	おはなし会の実施、図書館展示の充実	図書館



図書館展示（フェアトレード）



スマイル講座（アマチュア無線交信体験）

## 基本方針2：生涯を通じた学習活動の支援

取組みの方向
1 誰もが学びに参加できるための情報発信と環境整備
2 関連施設の有効活用と機能の整備充実

◆生涯学習活動に取り組んでもらうため、市民団体、市や各種団体が実施するイベント等の情報をガイドブック、ポータルサイトに集約し、様々な媒体を通じて、あらゆる世代に向けた情報提供を行います。

◆活動の拠点となる施設について、市民交流センターを中心に据え、生涯学習活動の場として機能し、幅広い市民により多く利用してもらえるよう、適正な維持管理を行い、利用者のニーズを把握したうえで整備を進めていきます。

取組み	No.	事業	担当課
1 誰もが学びに参加できるための情報発信と環境整備	8	生涯学習ガイドブックによる情報発信	市民協働課
	9	共育ポータルサイト「ナニスル」の運営	
	10	生涯学習、市民活動等に関する情報発信及び相談窓口設置	
	11	図書館資料の充実	図書館
2 関連施設の有効活用と機能の整備充実	12	市民交流センターの維持管理	市民協働課
	13	コミュニティセンターの維持管理	
	14	地域活動センターの維持管理	
	15	文化プラザホールの維持管理	文化スポーツ課
	16	逗子アリーナの維持管理	社会教育課
	17	学校開放施設の運営	
	18	体験学習施設（スマイル）維持管理	



Youtube による情報発信



### 基本方針3：地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備

#### 取組みの方向

- 1 成果を通じた学びあいの場の提供
- 2 活動の循環とつながりの創出

◆子どもから大人までの幅広い世代が「学び」の成果を披露しあうことで、他者との「学びあい」を通じてさらに学びが深まるような場を提供します。

◆学びあいの場で発信することで、新たな学びあいの仲間をつくり、さらなる他団体とのネットワークが構築できるよう活動を支援します。

取組み	No.	事業	担当課
1 成果を通じた学びあいの場の提供	19	トモイクフェスティバルの開催	市民協働課
	20	逗子アートフェスティバルの開催	文化スポーツ課
	21	スポーツの祭典の開催	
	22	スマイルまつりの開催	子育て支援課
	23	青少年交流事業（学生議会）	
2 活動の循環とつながりの創出	24	市民交流センター維持管理事業（市民講師、市民活動支援講座）	市民協働課



アートフェスティバル（池子の森音楽祭）



市民活動支援講座



## 第4章 プランの推進体制

### 1 推進体制

生涯学習・社会教育推進プランは、主体である市民が積極的に参加し、市民が中心となって推進していくことが求められます。そのため、市民・地域・学校・企業・関係機関・団体などと行政が協働して取り組んでいくことが期待されます。また、行政内部の各部署における連携を進め、共育に関連する事業を一体的に推進します。

### 2 進捗管理

逗子市社会教育委員会議（社会教育課所管）において、プランの進行管理を行います。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

### 3 進捗状況を図る指標

本プランの推進にあたり、次のとおり指標を設定します。この指標を目安として施策の進捗状況をはかります。

【総合計画基本構想 第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち】の目標（市民協働課）

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
<b>補 足 説 明</b>	
・「逗子のまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。 ・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

基本方針1：学習機会の提供による社会教育の推進（社会教育課）

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
講座事業において、各分野（現代的課題、地域課題、家庭教育）3講座以上実施され、受講生の満足度が5段階評価のうち4以上が90%を超えている。	各分野3講座以上実施されている。 満足度 86.9%
補 足 説 明	
講座事業については、最新の社会課題に対する学習など、市民の自主的な学習活動において充足していない分野で学習機会を提供することとしている。現状の講座数、満足度をともに現状維持とし、質を担保することをめざすもの。	

基本方針2：生涯を通じた学習活動の支援（市民協働課）

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
市内で活動する生涯学習団体の総数が400を超えている。	328
補 足 説 明	
市民交流センターに登録され、市民活動・生涯学習情報サイト「ナニスル」や生涯学習ハンドブックに掲載されている団体数を用いる。同センターでは、毎年3月に各登録団体に照会し、登録内容の変更や活動継続の有無を確認しており、実際に活動が行われている団体を指標とする。	

基本方針3：地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備（市民協働課）

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
世代間交流を促す共育の講座やイベントへの参加者数が5,000人を超えている。	3,990人
補 足 説 明	
市が主催する子どもを対象とした講座やイベントの参加者数を指標とする。担当課から市内各課への照会により把握する。コロナ禍以前は例年5,000人を超える参加者があったことから、その水準へ回復することを目安とする。	

【参考指標】

本プランに関連した計画の生涯学習・社会教育関連施策に関する指標

●文化振興基本計画（文化スポーツ課）

◆重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっている。	22企画
補 足 説 明	
現状の企画数から約1.3倍の増をめざすもの。	

●スポーツ推進計画（文化スポーツ課）

◆重要業績評価指標(KPI)

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上になっている。	56.1%
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」における目標と同等の実施率を目標とするもの。	

## 資料編

### 1 関係会議委員等の名簿

#### (1) 逗子市社会教育委員会議【社会教育課】

氏名	分野区分	備考
長坂 寿久	学識経験者	
荻村 哲朗	学識経験者	
池上 慎吾	学校教育	逗子市立小・中学校長会
桑原 智子	家庭教育	逗子市育児サークル連絡協議会
門脇 茜	家庭教育	久木小学校区住民自治協議会
角田 進	社会教育（議長）	逗子市青少年指導員連絡協議会
佐藤 朋子	社会教育	逗子美術協会
小林 紫舟	社会教育	逗子市文化協会
栗津 比奈子	社会教育	逗子市PTA連絡協議会
峯尾 尚子	社会教育	逗子市スポーツ協会

(2) 逗子市生涯学習推進懇話会【市民協働課】

氏 名	所属等	備考
(欠員)	公募市民	
(欠員)	公募市民	
(欠員)	公募市民	
(欠員)	逗子市社会教育委員会議	
佐藤 朋子	逗子市文化協会	
草柳 ゆき系	逗子市ボランティア連絡協議会	
門居 敏子	非営利活動法人ズシップ連合会	
村松 雅	公益財団法人逗子市スポーツ協会	
(欠員)	逗子市青少年指導員連絡協議会	
池上 慎吾	逗子市小学校長会 (逗葉公立小・中学校長会)	
飯島 かな	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
澁谷 昌史	関東学院大学社会学部現代社会学 科(学識経験を有する者)	アドバイザー

(3) 逗子市共育のまち推進懇話会【市民協働課】

氏 名	所属等	備考
(欠員)	公募市民	
矢部 基子	公募市民	
草柳 ゆき彖	逗子市生涯学習推進懇話会	
山口 歓三	逗子市文化振興基本計画策定・ 推進会議	
石渡 眞澄	スポーツを楽しむまち逗子推進懇 話会	
出居 尚樹	逗子市学校教育総合プラン懇話会	
長坂 寿久	逗子市社会教育委員会議	
池谷 美衣子	東海大学 現代教養センター 講師（教育学博士）（学識経験を有 する者）	アドバイザー

## 2 生涯学習・社会教育推進プランの策定経過

開催日	会議等	議題
令和4年3月15日	令和3年度 第4回社会教育委員会議	社会教育推進プランの改定について (※市民協働課出席)
令和4年4月19日	令和4年度 第1回社会教育委員会議	総合計画の改定について
令和4年7月19日	令和4年度 第2回社会教育委員会議	総合計画の改定について
令和4年11月8日	令和4年度 第3回社会教育委員会議	統合後の次期プランについて ・統合の基本方針 ・統合する3つのプランの概要 (※市民協働課出席)
令和5年2月21日	令和4年度 第4回社会教育委員会議	統合後の次期プランについて ・生涯学習、社会教育施設の現状について (※市民協働課出席)
令和5年6月7日	令和5年度 第1回社会教育委員会議	統合後の次期プランについて ・統合の進捗及び今後のスケジュール等について (※市民協働課出席)
令和5年7月25日	令和5年度第1回 生涯学習推進懇話会	・プラン統合の経緯等について ・懇話会の閉会について
令和5年7月31日	令和5年度第1回 共育のまち推進懇話会	・プラン統合の経緯等について ・懇話会の閉会について
令和5年9月1日	令和5年度 第2回社会教育委員会議	・次期プランの名称案について ・今後のスケジュール等について (※市民協働課出席)
令和5年11月28日	令和5年度 第3回社会教育委員会議	・次期プランの素案について (※市民協働課出席)
令和5年11月下旬	生涯学習推進懇話会 共育のまち推進懇話会	・次期プランの素案について (※書面による意見照会)

令和5年12月9日	(仮称) 逗子市生涯学習・社会教育推進プランに関する市民説明会の実施 (市役所5階会議室)	
令和5年12月25日 ～令和6年1月30日	(仮称) 逗子市生涯学習・社会教育推進プランに関するパブリックコメントの実施	
令和6年2月 日	教育委員会定例会	・次期プランについて (※市民協働課出席)
令和6年2月 日	令和5年度 第4回社会教育委員会議	・次期プランについて (※市民協働課出席)

### 3 市民説明会の実施概要

開催概要	令和5年12月9日 (市役所5階会議室)
実施概要	参加者：2名 当日意見数：2件

### 4 パブリックコメントの実施概要と結果

#### (1) 実施概要

実施案件名	(仮称) 逗子市生涯学習・社会教育推進プラン
募集期間	令和5年12月25日(月)～令和6年1月30日(火)
資料の閲覧場所	市役所(市民協働課、情報公開課)、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設(スマイル)
意見の提出方法	窓口への持参、郵送、ファクス、電子メール等
周知方法	広報ずし12月号、市ホームページ



(2) 実施結果

意見提出者数 及び件数	●人 ●件	
意見の反映状況	反映区分	件
	○ 意見を反映し、素案を修正するもの	●
	□ 意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	●
	■ 意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	●
	▲ ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	●
	◆ 今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	●

(3) 意見の内容と市の回答

意見の概要	対応区分	市の回答
	■	
	◆	

## 5 関係条例等

○逗子市社会教育委員条例

昭和 34 年 9 月 15 日

逗子市条例第 19 号

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基き、逗子市社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

(平 26 条例 12・一部改正)

(設置)

第 2 条 法第 15 条の規定により本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の委嘱の基準)

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(平 26 条例 12・追加)

(定数)

第 4 条 委員の定数は、10 人とする。

(昭 62 条例 16・全改、平 26 条例 12・一部改正)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(昭 62 条例 16・平 26 条例 12・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員の会議の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平 26 条例 12・一部改正)

附 則

この条例は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

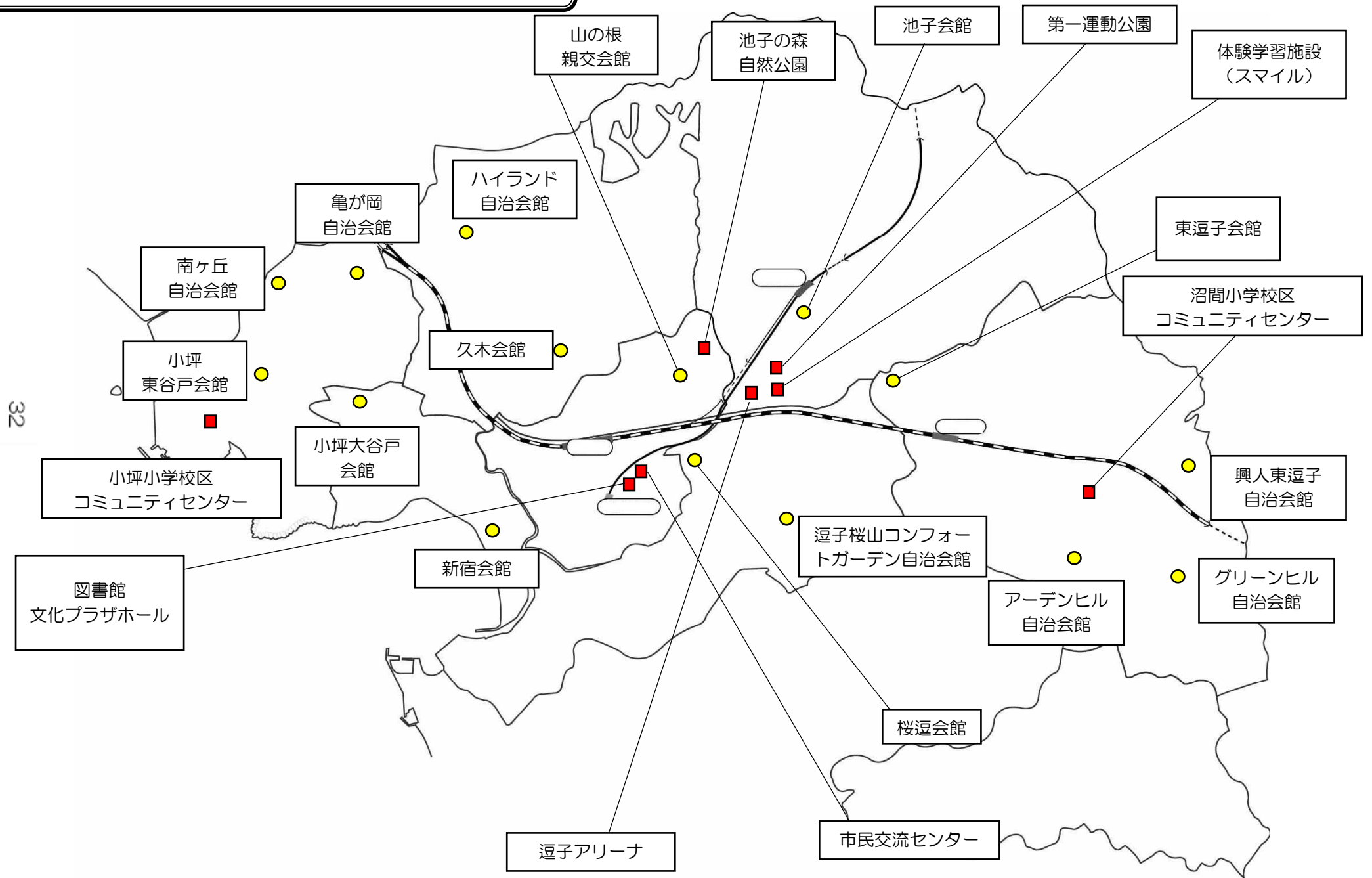
附 則(昭和 62 年 7 月 15 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 13 日条例第 12 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 6 生涯学習・社会教育に関する施設等の位置図



## 逗子市生涯学習・社会教育推進プラン

～共育のまちをめざして～

令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）

【発行年月】令和6年（2024年）3月

【編集発行】逗子市市民協働部市民協働課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

Tel:046-873-1111 FAX:046-873-4520